

## ～ 国際研修 ～

### 第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修

国際協力部教官

野瀬 憲 範

#### 第1 はじめに

##### 1 民法・民事訴訟法普及プロジェクトの概要

2012年4月からカンボジア王国（以下「カンボジア」という。）で開始された民法・民事訴訟法普及プロジェクト（以下「現行プロジェクト」という。）では、同国の主要な司法関係機関である司法省（MOJ）、王立司法学院（RAJP）、弁護士会（BAKC）及び王立法律経済大学（RULE）の4機関を対象に、法解釈及び運用能力の向上を目的とした人材育成支援を実施している。現行プロジェクトは、2017年3月までの5年間のプロジェクト期間のうち、現在3年目中盤に差し掛かっている。これまでに、要件事実等をテーマとして、これに関連する講義や演習を行うことを目的として合計4回の本邦研修を実施している。

##### 2 今次研修の研修員

法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、2014年10月20日（月）から同月31日（金）まで<sup>1</sup>、第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修（以下「今次研修」という。）を実施した。研修員は、カンボジア司法省技術総局次長マオ・ピロン氏を団長とする16名であった<sup>2</sup>。

#### 第2 研修目的

1 これまでに実施した研修において、要件事実の分野について継続的に取り上げてきたことの成果として、カンボジアの法律家の間でも少しずつ要件事実の考え方が定着してきている。

それを受けて現地では、日本の長期専門家<sup>3</sup>の指導の下、要件事実を意識した事件

<sup>1</sup> 移動日を含む。別添日程のとおり。

<sup>2</sup> これまでと同様、司法省（MOJ）、王立司法学院（RAJP）、弁護士会（BAKC）及び王立法律経済大学（RULE）から、それぞれ4名ずつ、合計16名が研修員として来日した。別添研修員名簿のとおり。

<sup>3</sup> 2014年9月に辻専門家が赴任した。現在、辻専門家（検察出身。56期）、嶋貴専門家（弁護士。58期）、原専門家（裁判所出身。旧60期）の3名がリーガルの専門家として、川口専門

類型別の訴状及び答弁書の記載例集を作成する計画が進行中である。記載例集がカンボジアの法律家の間に普及すれば、要件事実に関する理解が更に広がり、民事訴訟及び人事訴訟の統一的で公平な運用に資するものと期待されるので、今次研修では、こうした現地の活動をサポートし、あるいは、タイアップするため、記載例に関する講義及び意見交換会を実施し、そこでの議論を踏まえて記載例の共同研究(検討作業)を実施することとした。

2 また、裁判所にご協力いただき、司法研修所、裁判所職員総合研修所及び東京地方裁判所民事保全部を訪問することとした。

司法研修所及び裁判所職員総合研修所を訪問させていただいた目的等は以下のとおりである。すなわち、カンボジアでは、王立司法学院に所属する王立裁判官・検察官養成校での研修を修了した者の中から裁判官が任命されるが、任官後の現役裁判官に対する実務教育の機会は十分に与えられていない。そこで、現行プロジェクトでは、民法及び民事訴訟法の普及というプロジェクト目標にも鑑み、王立司法学院と連携して、現役裁判官を対象とした民事訴訟法のセミナーを定期的で開催すべく検討及び調整を進めており、これを受けて王立司法学院では、現役裁判官の実務教育に対する気運と関心が高まっている。また、カンボジアでは、従前は弁護士の社会的地位が裁判官や検察官と比較して低かったものであるが、近年の経済発展に伴う訴訟案件の増加等の影響により弁護士の社会的地位が向上して注目度が上がっており、弁護士の養成制度に対する関心も高まっている。そこで、これらのカンボジア側のニーズに応えるため、本研修の機会に司法研修所を訪問し、現役裁判官に対する実務教育の在り方と、日本の法曹養成制度の在り方を合わせて見聞してもらうとともに、裁判所職員総合研修所も訪問して、書記官教育の在り方についても学んでもらうこととした。

東京地方裁判所民事保全部を訪問させていただいた目的等は以下のとおりである。すなわち、カンボジアでは、民事執行手続及び民事保全手続を含む民事訴訟法が施行されてから約7年が経過し、徐々に実務に定着しつつあるが、民事執行及び民事保全の分野では、裁判所の運用が統一的でなかったり、手続が迅速性を欠くといった問題を残している。そこで、今回は民事保全手続に焦点を当て、東京地方裁判所民事保全部を訪問し、第一線で民事保全実務を担当している裁判官及び書記官との間で質疑応答を行い、次々と持ち込まれる事件を迅速に処理する民事保全手続の現場を実際に見学してもらうことで、今後の運用改善に向けた契機としてもらうこと

---

家が業務調整の専門家として赴任しており、この4名体制でプロジェクトを推進している。

とした。

### 第3 研修実施内容

#### 1 事前準備等

研修に先立って、現地において多く見られる4つの紛争類型（金銭消費貸借、交通事故、賃貸借、離婚）について、事例を作成し、今次研修前に研修員に課題として与えた。研修員16名を4グループに分け、各グループは、各機関から1名ずつの4名で構成するものとし、各グループに1事例を割り当て、研修前に、訴状及び答弁書の作成、提出を求めた。

#### 2 記載例作り関係の研修について

研修の冒頭、当部教官から、研修員に対して、4事例についての要件事実の解説を行った。その後、各グループに別れ、合計4コマを費やして議論を深め<sup>4</sup>、各グループで事前に作成した訴状及び答弁書の改訂を行った。改訂の際には、単に、「訂正する」だけではなく、本文にフットノートを付し、なぜ、かかる記載としたのかについての理由などを記載することとした。これは、研修員をして、結論を受入れるだけではなく主体的に理由を考えることの重要性に気付いてもらうとともに、作成した記載例を母国に持ち帰った際に、研修に参加していない者が、同記載例の書きぶりや結論部分だけを参考にするおそれなしとしないことから、結論を導くにいたった過程等についての考察（理由付け）を付することとしたものである。

紙面の関係で詳細は割愛するが、研修員から、当部教官等に要件事実等について活発に質問がなされ、あるいは「このような記載はどう思うか。」などと対案が出されるなどし、事前に課題を与え、本邦研修においてもグループに分かれて議論を深めるという方法は、研修員の主体性という点からも非常に有意義であったと考えられる。

この記載例作りについては、終盤に、元東京高等裁判所部総括判事でカンボジア民法作業部会委員の南敏文先生に加わっていただいた。議論を経て改訂した訴状及び答弁書について、南先生から、ご自身の経験を踏まえて、要件事実を意識した上で、事実を整理して記載するということが不十分な点などについて、わかりやすくご講義をしていただき、研修員は活発に質問をしていた。南先生の講義は、訴状及び答弁書の記載例を作成するための本邦研修の集大成とも言うべき内容であり、南先生からの指摘を踏まえ、さらなる改訂を行うことで、カンボジア国内で、普及に耐え得る記載例のひな形が作成されたのではないかと思われる。

---

<sup>4</sup> 各グループには、当部教官、今次研修に帯同した原専門家など4名が常時張り付く形で、議論を行った。

### 3 訪問等について

司法研修所では、山名所長、村田上席教官、吉崎局長をはじめ皆様に、裁判所職員総合研修所訪問では引馬教官をはじめ皆様に、大変温かく迎えていただいた。

各種施設見学のほか、設けていただいた質疑応答の際には活発に質問が出されるなど、ご訪問によって刺激を得て、研修制度の重要性、必要性についての新たな発見があったと思われるところである。

東京地方裁判所民事保全部訪問に先だって本間佳子教授から、「保全の実務」についての講義をしていただいた。本間先生は、カンボジアに長期専門家として赴任された経験があり、また、今次プロジェクトの第1回本邦研修において「保全と執行」というテーマでご講義をいただいたこともあり、それらご自身のご経験を踏まえ、わかりやすく講義をしていただき、研修員らは熱心にメモを取ったり、活発な質問をするなどしていた。

東京地方裁判所民事保全部訪問の際には、関上席裁判官をはじめ皆様に温かく迎えていただいた。質疑応答において、具体的な事例を挙げての質問に対してご回答をいただき、研修員の理解を深めることができたと思われ、保全の処理についての具体的な進め方について知見を得るとともに、将来的にカンボジアの実務にフィードバックすることができるものと思われる。

### 第4 おわりに

1 本研修の成果が、特に作成した記載例がカンボジアの裁判実務に普及して定着するか否かは、司法省上層部がこれを裏書きするか否かなどの要素にかかっており、目に見える成果として結実するにはやや時間を要すると思われるが、今次研修における研修員が、いずれも、自分たちが今行っていることがカンボジア裁判実務におけるマイルストーン的な役割を果たす可能性があるという自覚のもと、強い意欲をもって、主体的にプログラムに参加していたことに鑑みると、本研修は大きな意義があったものと感じている。

今次研修で取り入れた記載例作りについては、次回以降も別事例で訴状、答弁書作成を行い、最終的には、同じ事例について、陳述書等の証拠を追加した上で、(争点について)の判決起案(判決の記載例作り)を目指すことも、今後の本邦研修の内容として、十分に検討すべき方向性の一つであると思われるところである。

2 最後に、本研修にご協力下さった講師の皆様、訪問先の皆様、その他関係者の皆様に、この場をお借りして、改めて厚く御礼を申し上げます。

## 第5回 カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修日程

[ 教官： 野瀬教官, 甲斐教官, 内山教官    専門官： 堀専門官 ]

月 日	曜日	10: 00  12: 30	14: 00  17: 00	備考	
10 /	月	移動日			
10 /	火	JI CA オリエンテーション  JI CA東京SR406	13: 30~ 国際協力部 オリエンテーション  JI CA東京SR406	14: 00~ 講義「要件事実総論・各論」 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官  JI CA東京SR406	
10 /	水	講義「要件事実各論」 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官  法総研第6 教室	法総研所長主催 意見交換会	14: 00~ 書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官  法総研第6 教室	
10 /	木	9: 30~11: 00 講義「司法研修所及び裁判所職員総合研修所の役割」 国際協力部 甲斐雄次教官  JI CA東京SR404	13: 30 司法研修所・裁判所職員総合研修所訪問   司法研修所・裁判所職員総合研修所		
10 /	金	書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官  JI CA東京SR404, SR405	書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官  JI CA東京SR404, SR405		
10 /	土				
10 /	日				
10 /	月	講義「保全の実務」 創価大学法科大学院教授 本間佳子  法総研第5 教室	書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官  法総研第3 教室及び第5 教室		
10 /	火	講義「日本の法曹養成制度」 / 意見交換 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官  法総研第5 教室	東京地方裁判所保全部訪問   東京地方裁判所保全部		
10 /	水	共同研究「民事訴訟・人事訴訟の書式」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文  JI CA東京SR406	共同研究「民事訴訟・人事訴訟の書式」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文  JI CA東京SR406		
10 /	木	総括質疑応答 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官  JI CA東京SR406	評価会・修了式   JI CA東京SR406		
10 /	金	移動日			

**第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修**

1	<b>マオ・ピロン</b>
	Ms. MAO Phiron 司法省 技術総局 次長
2	<b>ソー・ダニー</b>
	Ms. SO Dany 司法省 事務・会計総局 次長
3	<b>ニル・フィリップ</b>
	Ms. NIL Philippe 司法省 教育普及局 局長
4	<b>ロク・ソクレン</b>
	Mr. LOX Sokleang 司法省 監査局 監査官
5	<b>セム・サコラ</b>
	Ms. SEM Sakola 最高裁判所 判事
6	<b>チャイ・チャンダラバン</b>
	Mr. CHAY Chandaravan 控訴裁判所 判事
7	<b>タン・スンライ</b>
	Mr. TAING Sunlay プノンベン始審裁判所 副所長
8	<b>ソー・リナ</b>
	Ms. SOR Lynna シアヌークビル始審裁判所 判事
9	<b>セ・ソバンナ</b>
	Ms. SEK Sovanna 弁護士
10	<b>スウン・ソフィア</b>
	Mr. SOURNG Sophea 弁護士
11	<b>チア・ソクナン</b>
	Ms. CHEA Soknourn 弁護士
12	<b>ユン・サバット</b>
	Mr. YIN Savat 弁護士
13	<b>ハップ・ファルティ</b>
	Dr. HAP Phalthy 大学教授
14	<b>ドム・イム</b>
	Mr. DOM Im 大学教授
15	<b>ポリャー・パンニャ</b>
	Ms. POLY Pagna 大学教授
16	<b>テップ・ソック</b>
	Mr. TEP Sok

教官 / Professor 野瀬 憲範(NOSE Kazunori), 甲斐 雄次(KAI Yuji), 内山 淳(UCHIYAMA Jun)  
国際協力専門官 / Administrative Staff 堀 友美(HORI Tomomi)